



2015年2月3日

各 位

会 社 名 ミ ネ ベ ア 株 式 会 社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 貝沼 由久 (コード番号 6 4 7 9 東証第1部) 問合せ先 広報室長

小峯 康生

(TEL 03-6758-6703)

小径ボールベアリング製品に関する米国司法省との合意等について

ミネベア株式会社は、2015 年 2 月 2 日 (米国時間)付けで、米国司法省との間で、特定の小径ボールベアリング製品の取引に関して、米国反トラスト法に違反する行為を行ったとして、13.5 百万ドル(約 16 億円)の罰金を支払うこと等を内容とする司法取引に合意いたしました。

当社及び当社グループは、これまで米国司法省の調査に全面的に協力してまいりましたが、このたび、 適用法令、事実関係を総合的に勘案し、外部専門家等の助言を得た上で、司法取引契約の締結に至り ました。

また、当社は、2014年11月17日付け「小型ベアリングの取引に関する韓国公正取引委員会からの発表について」で公表いたしました、韓国国内の小型ベアリングの取引に関して同委員会が発表した韓国公正取引法(独占禁止法)違反の行為についても、同委員会から正式な決定通知を受領した後に、既公表の金額である課徴金49億1200万ウォン(約5億円)の支払いに応じることを決定いたしました。

当社は、小径ボールベアリング製品取引に関する一連の処分を厳粛に受け止め、当社取締役(社外取締役を除く)は月額報酬の10%を1か月間自主返上いたします。

株主の皆様、お客様をはじめ、関係者の皆様には多大なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社は、米国司法省及び韓国公正取引委員会の調査を招いた行為の再発を防ぐため、独禁法コンプライアンスプログラムをさらに充実させ、全従業員に対して徹底したコンプライアンス教育を実施してまいります。

尚、本件に伴う平成27年3月期業績予想の修正はありません。